

住居確保給付金のご案内

① 家賃補助

離職、自営業の廃止等により、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当の住居確保給付金を支給する「再就職支援」制度です。（給付額に上限がございます。）

住居確保給付金(家賃補助)の受給期間中に、自立相談支援機関（いたばし暮らしのサポートセンター）の相談員が求職活動をサポートいたします。

滞納家賃の支払いには充てられません。原則、板橋区から大家さんや管理会社にお支払いいたします。

支給期間：原則3か月

支給上限額：単身世帯 53,700円 2人世帯 64,000円 3～5人世帯 69,800円

家賃補助を利用できるのは以下の全ての条件に該当する方です。

- ◆板橋区にお住まいで、生活保護を受けていない。 (はい/いいえ)
- ◆2年以内※1に離職、自営業の廃止、または給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。 (はい/いいえ)
- ◆家賃や生活費、光熱費などを自身の収入で支払っている。(いた) (はい/いいえ)
- ◆申請月の収入・資産要件の基準を世帯で下回っている。 (はい/いいえ)

	<収入要件>	<資産要件>
単身世帯	92,000円に家賃額（53,700円が上限）を加算した額以下	504,000円
2人世帯	139,000円に家賃額（64,000円が上限）を加算した額以下	780,000円
3人世帯	172,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下	1,000,000円
4人世帯	214,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下	
5人世帯以上	お手数ですが相談先へお問い合わせください。	

- ◆この制度の利用が初めてか、もしくは、制度利用が終了してから1年以上経過しているか。※2 (はい/いいえ)

全てが“はい”の方は住居確保給付金の支給要件を満たす可能性がございますので、下記<相談先>にお問い合わせください。

※1 2年の期間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷により、求職活動を行うことができなかった場合は2年以内に限らない場合がございますので、相談先へお問い合わせください。

※2 制度利用終了から1年以上経過しており、離職理由等各種要件を満たしている場合、再支給制度を利用できる可能性がございます。お手数ですが相談先へお問い合わせください。

<相談先>

お住まいから近い相談先にお問い合わせください。（月曜日～金曜日/土日祝除く）

○いたばし暮らしのサポートセンター（本部）

住所：板橋区栄町 36-1 板橋区立グリーンホール/電話：03-6912-4591（9:00～19:00）

○いたばし暮らしのサポートセンター（赤塚分室）

住所：板橋区赤塚 6-38-1/電話：03-6904-1332（9:00～17:00）

○いたばし暮らしのサポートセンター（志村分室）

住所：板橋区蓮根 2-28-1/電話：03-5948-7088（9:00～17:00）

② 転居費用補助

同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給する「家計改善支援」制度です。（給付額に上限がございます。）

原則、板橋区から大家さんや管理会社、引っ越し業者等にお支払いいたします。

支給上限額：転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額

板橋区内に転居する場合は、単身世帯 279,200円 2人世帯 300,000円 3人世帯 324,000円

転居費用補助を利用できるのは以下の全ての条件に該当する方です。

- ◆板橋区にお住まいで、生活保護を受けていない。 (はい/いいえ)
- ◆2年以内に同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮している状況にある。 (はい/いいえ)
- ◆家賃や生活費、光熱費などを自身の収入で支払っている。 (いた) (はい/いいえ)
- ◆収入・資産要件の基準を世帯で下回っている。(②は申請月の収入) (はい/いいえ)

	<収入要件> ①かつ②を満たしている方	<資産要件>
単身世帯	① 著しく収入が減少した月の収入に12を乗じた額が1,000,000円以下 ② 92,000円に家賃額（53,700円が上限）を加算した額以下	504,000円
2人世帯	① 著しく収入が減少した月の収入に12を乗じた額が1,560,000円以下 ② 139,000円に家賃額（64,000円が上限）を加算した額以下	780,000円
3人世帯	① 著しく収入が減少した月の収入に12を乗じた額が2,057,000円以下 ② 172,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下	1,000,000円
4人世帯	① 著しく収入が減少した月の収入に12を乗じた額が2,557,000円以下 ② 214,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下	
5人世帯以上	お手数ですが相談先へお問い合わせください。	

- ◆この制度の利用が初めてか、もしくは、制度利用が終了してから1年以上経過しているか。※1 (はい/いいえ)

全てが“はい”の方は住居確保給付金の支給要件を満たす可能性がございますので、1ページ目の<相談先>にお問い合わせください。

※1 制度利用終了から1年以上経過しており、離職理由等各種要件を満たしている場合、再支給制度を利用できる可能性がございます。お手数ですが<相談先>へお問い合わせください。

※2 板橋区からの支給前に転居費用をお支払いになった場合、本制度の対象外となりますので、予めご了承ください。